

～ 山形県空手道連盟 感染拡大防止ガイドライン(第3版) ～

山形県空手道連盟 大会運営委員会
令和5年4月1日改訂

本ガイドラインは山形県空手道連盟が主催する大会及び講習会等に適用し、最終的な開催の可否については感染症の拡大状況を鑑み開催の可否を判断する。開催の際は下記の感染拡大防止ガイドラインを遵守して実施することとする。また、本ガイドラインに加え、利用施設の遵守事項を適用した実施体制で行うこととする。

なお、本ガイドラインは「(公財)全日本空手道連盟 感染症拡大防止ガイドライン」を基に作成されております。

1. 全般的な対応について

- (1) 感染防止のため、主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、ホームページ等を活用し事前に告知し、プログラム等にも掲載する。
- (2) 各事項が遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認する。
- (3) 感染者や感染の疑いがある者が現場で発生した場合は速やかに所轄の保健所と連絡がとれるよう体制を整える。
- (4) 原則、大会当日に参加費の徴収や物品販売などの金銭授受は行わない。
- (5) 本ガイドラインで示す「マスク」は布マスク以外を示す。

2-1. 大会要項作成時の対応について(必須記載事項)

- (1) 大会の見合わせについて
大会要項のなかにコロナ対策に関する対応を周知することを記載し、感染状況によっては中止する場合もあることを明記する。
- (2) 参加者の参加見合わせ事項
 - ① 体調がよくない場合(発熱、咳、咽頭痛などの症状がある場合)
 - ② 過去5日以内に陽性判定を受けた者との濃厚接触があった場合
- (3) 感染予防のアナウンス
 - ① マスクの着用は個人の判断に委ねる。但し、主催者側がマスクの着用を必要と判断した場合はその指示に従うこと ※夏場はマスクを外すことを推奨する
 - ② こまめな手洗い、手指消毒の実施
 - ③ 他の参加者、主催スタッフ等の距離を確保すること
 - ④ 大きな声で会話をしないこと
 - ⑤ 感染防止のために主催者が取り決めた措置の遵守、指示に従うこと
- (4) 報告義務
大会終了後、1週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、大会主催者に対し速やかに報告すること。
※報告先:個人→大会等主催者

2-2. 大会要項作成時の対応について(形・組手競技共通事項)

- (1) 選手・監督による以下の行為は自粛すること。
 - ① 大声での応援、アドバイス
 - ② 選手同士での防具、タオル等の使い回しを禁止する
- (2) 選手・監督が整列する時は距離を確保すること。

2-3. 大会要項作成時の対応について(形競技について)

(1)形名の呼称は競技規定通り行うが、大声での過度な発声は禁止する。

2-4. 大会要項作成時の対応について(組手競技について)

(1)選手はメンホーとマウスシールドの着用を義務付ける。

※ミズノ製のメンホー用マウスシールドを推奨する

(2)試合中にマウスシールドが外れた場合は、主審は直ちに試合を一旦停止する。コート内でのソーシャルディスタンスを保ち、再びマウスシールドを装着し直してから試合を再開する。

3. 大会前の対応について

※以下の「大会関係者」とは選手、監督、役員、審判員、補助員のことをいう。

(1)大会関係者から以下の事項を記載した書面の提出を求めること

①氏名、住所、連絡先(電話番号、メールアドレス等)

※書面の提出を求める場合は文書に以下の文言を記載する。

「入手した個人情報、(公財)全日本空手道連盟のプライバシーポリシーに則り、目的外の使用を一切行わず、1カ月経過後に責任を持って破棄いたします。」

※大会、講習会等では申込時に参加者の氏名と会員番号を記載することにより、会員情報から住所、連絡先は把握できるため、あえて書面の提出を求める必要ないと考える(観客への情報収集は不要)。

4. 大会・講習会等当日の対応について

(1)受付時の対応

①受付の際は距離を空ける

②受付前に検温し、発熱者は参加不可とする

③受付作業が1名につき数分要する可能性がある場合は、アクリル板等で遮蔽することとする

④時間を区切るなどして受付人数を少なくする

⑤受付窓口に手指消毒剤を設置する

⑥当日の金銭授受は禁止とする

⑦資料等は手渡しをせず、机の上に置くなどのように努める

(2)審判・監督会議について

①できる限り審判・監督会議は事前に書面等で行う(審判・監督会議資料の公表、質疑応答書及びその内容をホームページ上で公表・掲載するなど)

②審判・監督の打合せを行う場合は、十分な距離を保って行う。

5. 施設環境整備について

(1)施設全体について

①座席や利用場所の配置を工夫するなど人と人との間隔を確保する

②参加者に対し、手洗い・手指消毒に加え、大声での会話を慎むよう適宜アナウンスする

③複数の人が使用する場所は定期的に消毒する

④消毒液を施設内に設置する

⑤密閉空間とならないように換気を十分に行う

⑥マットは使用前に消毒をする

(2)トイレについて

①マスク、手袋を着用の上、複数の参加者が触れると考えられる箇所は定期的に消毒をする

- ②手洗い場には石鹼(ポンプ型が望ましい)を用意すること
- ③手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意すること
※布タオルについては使用しないこと

(3)更衣室・休憩スペース

- ①他の参加者と密にならないようにゆとりを持たせる
- ②ゆとりを持たせることが難しい場合は、人数制限をするなどの措置を講ずる
- ③換気扇を常に稼働し、換気に配慮する(定期的に窓を開ける)
- ④スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いをする
- ⑤ドアノブ・ロッカーの取手等、定期的に消毒する

6. ゴミの廃棄方法について

- (1)ゴミは原則各自持ち帰ることとする
- (2)鼻水、唾液等が付着したゴミやマスクは燃えるゴミとは別のビニール袋に入れて密閉して縛った後、燃えるごみに捨てる
- (3)ゴミを回収する人は、マスク・手袋を着用すること
- (4)マスクや手袋を外した後は、必ず石鹼と流水で手を洗い、手指消毒すること
- (5)手袋の外し方には十分気を付けること
 - ①内側(清潔部分)に触れないように注意して手袋を外す
 - ②脱いだ手袋の内側部分でもう片方の手袋を脱ぐ
 - ③指定のビニール袋には距離を保って捨てる
- (6)ゴミの取り扱いについては、利用施設のルールを遵守すること

7. 感染者発生時の対応について

- (1)事前準備
 - ①感染者や感染の疑いがある者が発生した場合に速やかに対応できるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える。
 - ②感染者の発生に備え、参加者全員の氏名、連絡先を把握するよう努める
- (2)個人情報の取り扱い
 - ①個人情報を入手する際に必ず以下を記載すること
「入手した個人情報は、(公財)全日本空手道連盟のプライバシーポリシーに則り、目的外の使用を一切行わず、1カ月経過後に責任を持って破棄いたします。」
- (3)報告義務
 - ①感染者や感染の疑いがある者が発生した場合は、速やかに所轄の保健所に連絡すること
 - ②感染者が発生した場合は、保健所の指示に従うこと(参加者全員に連絡する必要がある場合は主催者から連絡すること)

8. その他

- (1)開会式(開講式)・閉会式(閉講式)は3つの密(密閉・密集・密接)の発生が想定される場合は行わない
- (2)強度が高い運動は呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要がある
- (3)大会、講習、審査会前後のミーティングは、3つの密を避け感染対策に十分配慮すること
- (4)大会、講習、審査会前後の食事会や懇親会は自粛すること
- (5)選手、受審、受講者が順守すべき事項は会場内に掲示を行うとともに、定期的にアナウンスすること
- (6)各自治体、使用施設のガイドラインを確認し、遵守すること
- (7)当日提出を求めた書類は保存期間を1カ月とする

- (8)大会、講習、審査会実施時は、選手、受講者等の熱中症予防にも努めること
- (9)笛は使用せず、電子ホイッスルを使用すること
- (10)デジタイマー等、複数の人が触れる備品は定期的に消毒すること

本ガイドラインは、現時点で得られている知見等に基づき作成しております。今後の状況により逐次見直すことがあり得ることについてご留意ください。